

# 中小企業者等の省エネ設備の導入に対し

## 最大100万円の補助金を交付します

補助金の交付を受けるには、無料の省エネルギー診断結果が必要です。

(診断については、次のURLをご参照ください)

<https://www.shindan-net.jp/service/shindan/>



### 1 補助事業の概要

(1) 対象者 秋田市内に事業所を有する次に掲げる中小企業者等

中小企業者

医療法人

社会福祉法人

中小企業等経営強化法に基づく中小企業者（次の会社および個人）

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 <sup>※1</sup> (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 <sup>※1</sup> (常時使用する従業員数 <sup>※2</sup> )
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※1 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※3 大企業の支配下にある会社いわゆる「みなし大企業」は、対象となりません。

(2) 対象事業 省エネルギー診断の結果に基づいた省エネルギー設備の導入等

(例)

LED照明の導入

既設ボイラーの保温工事

インバータ導入

(3) 対象経費 省エネルギー対策に係る設計費、工事費、設備費および測量・試験費

(4) 補助率 補助対象経費の1/3（千円未満は切り捨て、上限100万円）

(5) 募集期間 平成29年8月1日（火）から平成30年1月31日（水）まで

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(6) 注意事項

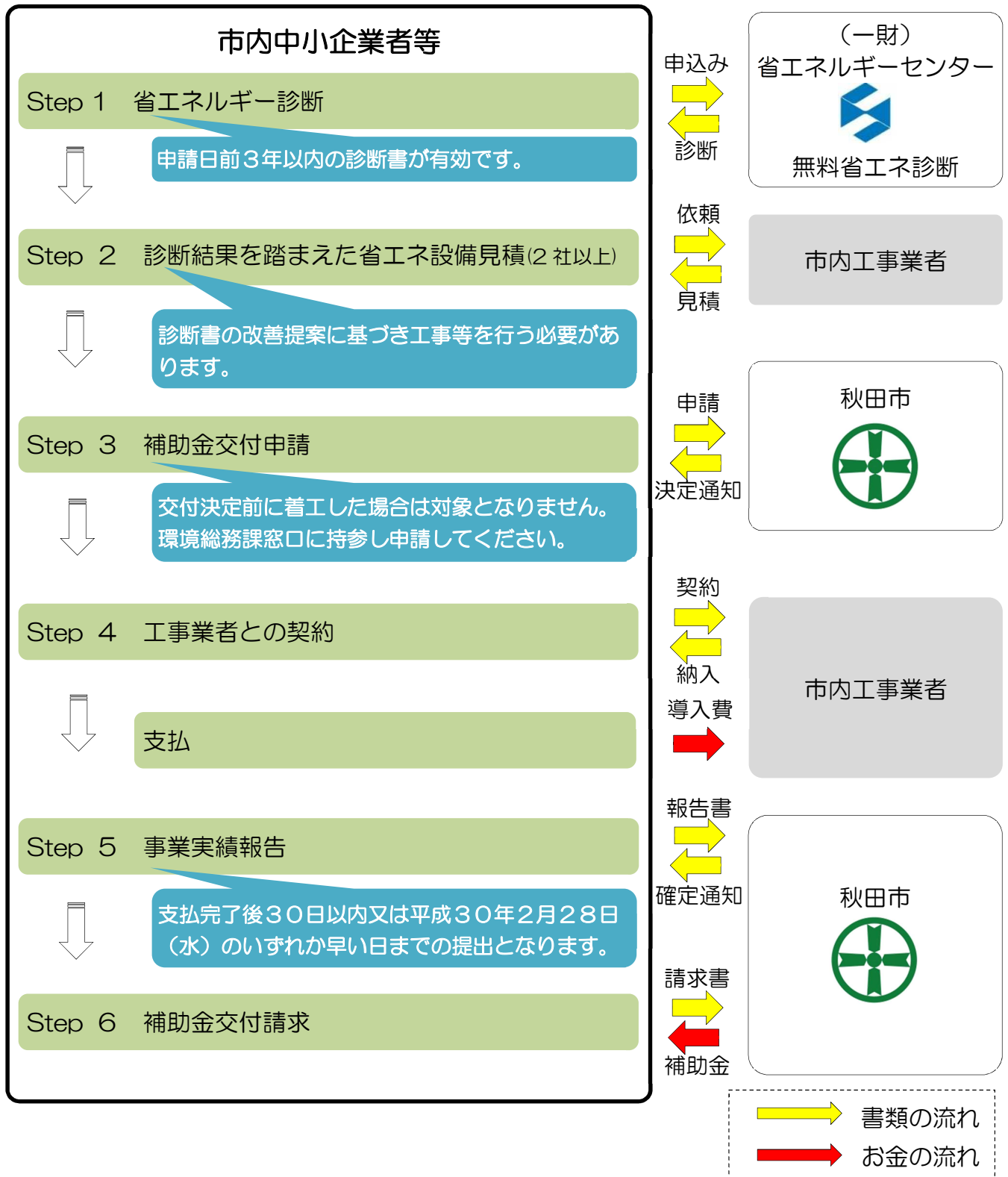
ア 補助金は年度予算の範囲内で交付します。

イ 申請の受付は、秋田市役所3階の環境総務課窓口に直接持参してください。

裏面もご覧ください



## 2 補助事業の流れ



### ～秋田市中企業者等省エネルギー設備導入等促進事業補助金に関するお問合せ先～

秋田市環境部環境総務課 地球温暖化対策担当(秋田市役所3階)

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5704

FAX 018-888-5703

E-mail [ro-evmn@city.akita.akita.jp](mailto:ro-evmn@city.akita.akita.jp)

URL <http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/rc/ondanka/syouene/default.htm>

